

託送供給約款の変更および届出について

平成25年12月26日
北陸電力株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に平成26年4月1日を実施日とする託送供給約款の変更の届出をいたしましたので、お知らせします。

当社は、「電気事業法の一部を改正する法律」（平成25年11月13日成立）により、自己託送⁽¹⁾が制度化されたことを受け、託送供給約款の変更を行いました。

あわせて、消費税法等の改正を受けた消費税率の引き上げ分および「地球温暖化対策のための税」（以下、「地球温暖化対策税」という）の第二段階となる税率引き上げ分についても、託送供給料金等へ反映する変更を行いました。

主な変更内容は次のとおりです。

1. 自己託送の制度化

従来、自己託送は、各電力会社の自主的な取り組みとして、限定的に提供されてきましたが、今回の電気事業法の改正により、新電力等の送配電ネットワーク利用と同様に接続供給として制度化されることになりました。これに伴い、新たに自己託送を利用する場合の料金および供給条件を設定しました。

2. 消費税および地球温暖化対策税の税率引き上げに伴う託送供給料金等への反映

平成26年4月から消費税および地球温暖化対策税の税率が引き上げられることに伴い、引き上げ分を料金等に反映いたしました。

なお、地球温暖化対策税に関する料金変更は託送供給における不足電力量の補給に係る負荷変動対応電力料金⁽²⁾に反映させるもので、送配電ネットワークの利用に係る接続送電サービス料金については変更ありません。

< 新料金の適用開始日 >

- ・ 消費税：平成26年4月1日
- ・ 地球温暖化対策税：平成26年6月1日

3. 託送供給約款の実施日 平成26年4月1日

以上

(添付資料) 託送供給約款の変更届出の主な内容

1 自己託送：

自家用発電設備を保有する需要家が、当該発電設備を用いて発電した電気を一般電気事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、別の場所にある当該需要家の工場等に送電する際に、当該一般電気事業者が提供する送電サービス。

2 負荷変動対応電力料金：

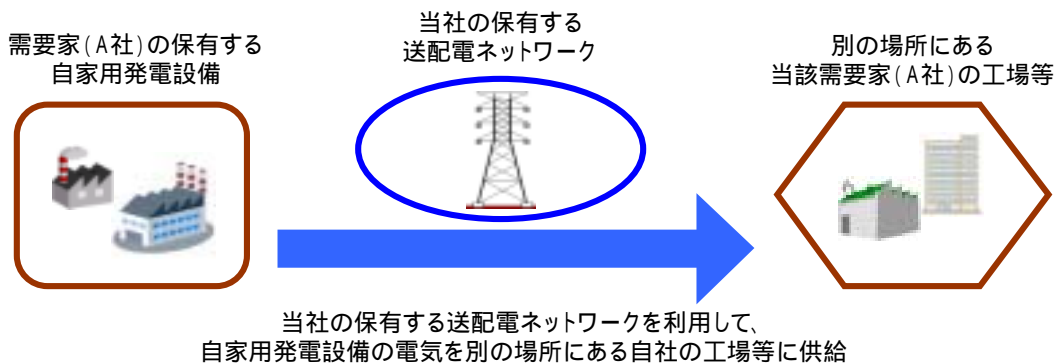
新電力等が送配電ネットワークを使用しお客さまに電気を供給する際、30分間における実発電量と実需要量を一致（30分同時同量）させることができなかった場合に生じた不足電力の補給に係る料金。

託送供給約款の変更届出の主な内容

1. 自己託送の制度化

当社の送配電ネットワークを利用した自己⁽¹⁾等への供給を行う場合の料金その他の供給条件を設定いたしました。

< 自己託送のイメージ >



(1) 契約要件

- ・ 自家用発電設備は、電気事業法第2条第1項第14号八に規定される「非電気事業用電気工作物」であること。
- ・ 契約者と発電者および需要者がそれぞれ自己であることまたは電気事業法施行規則第3条の2および3に定める密接関係性があること。

(2) 接続送電サービス料金

自己託送は、ピークカット等の限られた時間のみ利用するケースが想定されるため、新たに完全従量制の「従量接続送電サービス料金」を設定し、二部料金⁽²⁾との選択を可能としました。

(3) 負荷変動対応電力料金についての緩和措置

あらかじめ当社と協議が整った場合、負荷変動対応電力料金は、契約電力の合計値の10%と30分あたり1,000kWhのいずれか小さい方の値を上限とし、その値以下の不足電力の補給については、変動範囲超過電力料金⁽³⁾を適用せず、緩和措置として変動範囲内電力料金⁽⁴⁾を適用いたします。

- 1 自己：(自家用発電設備を保有する需要家の)別の場所にある当該需要家の工場など。
- 2 二部料金：契約電力などの需要高に応じて計算する基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金の2つを組み合わせた料金体系。
- 3 変動範囲超過電力料金：負荷変動対応電力料金のうち、変動範囲内基準電力量(接続送電サービス契約電力の3%相当)を超える不足電力の補給に係る料金。
- 4 変動範囲内電力料金：負荷変動対応電力料金のうち、変動範囲内基準電力量(接続送電サービス契約電力の3%相当)以内の不足電力の補給に係る料金。

2. 消費税および地球温暖化対策税の引き上げ後の料金単価

(1) 接続送電サービス等

			単位	改定料金 (消費税等相当額含む)		現行料金 (消費税等相当額含む)	
				平成26年4月1日以降 平成26年5月31日まで	平成26年6月1日以降	平成26年3月31日まで	
高圧	標準接続送電サービス料金	基本料金	kW	583円20銭		567円00銭	
		電力量料金 ¹	kWh	2円22銭		2円15銭	
	時間帯別接続送電サービス料金	基本料金	kW	583円20銭		567円00銭	
		電力量料金 ^{1,2}	昼間時間	kWh	2円46銭		2円40銭
			夜間時間	kWh	1円89銭		1円84銭
	従量接続送電サービス料金 ^{1,3}	kWh	11円77銭		-		
	ピークシフト割引額	kW	495円72銭		481円95銭		
予備送電サービス料金	予備送電サービスA	kW	71円28銭		69円30銭		
	予備送電サービスB	kW	115円56銭		112円35銭		
特別高圧	標準接続送電サービス料金	基本料金	kW	421円20銭		409円50銭	
		電力量料金 ¹	kWh	1円17銭		1円14銭	
	時間帯別接続送電サービス料金	基本料金	kW	421円20銭		409円50銭	
		電力量料金 ^{1,2}	昼間時間	kWh	1円27銭		1円23銭
			夜間時間	kWh	1円04銭		1円01銭
	従量接続送電サービス料金 ^{1,3}	kWh	8円07銭		-		
	ピークシフト割引額	kW	358円56銭		348円60銭		
予備送電サービス料金	予備送電サービスA	kW	71円28銭		69円30銭		
	予備送電サービスB	kW	103円68銭		100円80銭		
近接性評価割引額 ⁴			kWh	1銭		1銭	

- (1): 託送供給約款以外の供給条件(電源線経過措置終了に伴う料金変更)を反映した料金を表記しております。
(2): 昼間時間とは、日曜、祝日、年末年始等を除く毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
: 夜間時間とは、昼間時間以外の時間をいいます。
(3): 自己等への電気の供給(自己託送)を希望されるときに適用します。
(4): 受電地点が富山県内の場合に割引の対象となります。

(2) 負荷変動対応電力

			単位	改定料金 (消費税等相当額含む)		現行料金 (消費税等相当額含む)
				平成26年4月1日以降 平成26年5月31日まで	平成26年6月1日以降	平成26年3月31日まで
変動範囲内電力料金 ⁵			kWh	9円73銭	9円77銭	9円46銭
変動範囲超過電力料金 ^{5,6}	昼間時間	夏季	kWh	37円89銭	38円03銭	36円83銭
		その他季	kWh	29円48銭	29円61銭	28円67銭
	夜間時間	kWh	17円26銭	17円34銭	16円78銭	

- (5): 各電力量料金は、燃料費調整の対象といたします。
(6): 夏季昼間時間とは、日曜・祝日を除く7月1日から9月30日までの午前8時から午後10時までの時間をいいます。
: その他季昼間時間とは、日曜・祝日・年末年始等を除く10月1日から翌年6月30日までの午前8時から午後10時までの時間をいいます。
: 夜間時間とは、「夏季昼間時間」および「その他季昼間時間」以外の時間をいいます。